

令和8年5月28日

保護者の皆様

兵庫教育大学附属幼稚園
園長 森田 啓之
兵庫教育大学附属小学校
校長 坂上 佳行
兵庫教育大学附属中学校
校長 近都 勝豊

非常時の措置について

平素は、本附属学校園の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、気象庁が発表する防災気象に係る情報名称等の変更に伴い、本附属学校園における非常時措置基準を下記のとおり改訂いたします。

つきましては、ご家庭におかれましても共通理解が図れますようご理解ご協力をお願いします。

記

1 「加東市」に、暴風、暴風雪、大雪、レベル3大雨、「加古川上流」にレベル3河川氾濫のいずれかの警報が発表された場合

(1) 午前7時現在において、警報が発表されている場合

⇒ 「臨時休業」とします。

(2) 午前7時すぎから始業時刻までに警報が発表された場合

⇒ 安全を最優先に判断し、自宅等の待機とします。登校途上やすでに登校している場合は、園児・児童・生徒の安全に配慮して下校させる等の措置をとります。

(3) 始業時刻以降に警報が発表された場合

⇒ 校園長の判断により、園児・児童・生徒の安全確保のため、状況によってはお迎えを依頼するなど、確実に保護者に引き渡す措置をとります。

加東市以外に居住している園児・児童・生徒については、その居住市町、河川に暴風、暴風雪、大雪、レベル3大雨、レベル3河川氾濫のいずれかの警報が発表された場合は、同様の措置となります。

2 気象防災速報（竜巻、線状降水帯、記録的短時間大雨）発表の場合

(1) 午前7時時点で、「兵庫県」に発表されている場合

⇒ 自宅待機とし、解除されてからの登校とします。

※竜巻注意情報は、発表後有効時間は1時間です。いずれの速報も「解除」の発表は出されないためご注意ください。

(2) 登校中に発表された場合

⇒ 原則、登校とし、状況に応じた措置をとります。

(3) 始業時刻以降に発表された場合

⇒ 解除されるまで舎内で待機させます。また、お迎えを依頼するなど、確実に保護者に引き渡す措置をとります。

3 地震（震度5弱以上）が発生した場合

- (1) 登校前に「加東市」で発生した場合
⇒ 「臨時休業」とします。
- (2) 登下校中に「加東市」で発生した場合
⇒ 自宅か学校の近い方に避難します。
- (3) 始業時刻以降に「加東市」で発生した場合
⇒ ・揺れが収まるまで安全を確保し、その後、安全な場所に避難させます。
・下校させる際は、安全状況を確認のうえ、お迎えを依頼するなど、確実に保護者に引き渡す措置をとります。

加東市以外に居住している園児・児童・生徒については、その居住市町に震度5弱以上の地震が発生した場合は、同様の措置となります。

4 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

- (1) 登校前に「兵庫県」に発信された場合
⇒ 自宅待機とします。安全が確認されたら登校します。
- (2) 登下校中に「兵庫県」に発信された場合
⇒ 自宅か学校の近い方に避難することを原則とします。

5 熱中症事故防止のための対応

- (1) 熱中症特別警戒アラート（午後2時ごろ）が発表された場合
⇒ 翌日は臨時休業とします。
- (2) 暑さ指数情報提供地点の明石または姫路にWBGT（暑さ指数）3.5の予測（午後5時ごろ）が発表された場合
⇒ 翌日は臨時休業とします。
- (3) 登下校における対策
⇒ 下校時間帯にWBGT = 3.3以上となる場合は、WBGT = 3.1に下がる時間まで、繰り返し下校（舎内待機）するなどの措置をとります。その際は、お迎えを依頼するなど、保護者に引き渡す措置をとる場合があります。

6 留意事項

- (1) 気象庁の発表は、気象庁のホームページ、兵庫防災ネット、テレビ・ラジオ放送等から情報が得られますので、ご確認ください。
- (2) 加東市以外に居住している園児・児童・生徒で、居住市町に警報等が発表され、登校しない場合についても欠席扱いとはなりません。また、警報が発表されていなくても、公共交通機関が運転を見合わせている場合や道路状況により通学送迎が困難な場合など、保護者からの連絡により欠席扱いとはなりません。
- (3) 緊急時には、「BLEND」で、一斉連絡する場合があります。